



にいざし しゅうがくえんじょせいど あんない
新座市 就学援助制度のご案内

～新入学児童生徒学用品費を入学前に支給します～

新座市では、新入学児童生徒学用品費（入学時に必要な費用の一部）について、入学前に支給する就学援助制度があります。なお、支給には、所得等の審査があります。

1 支給の対象となる方

令和 6 年度就学援助を申請し、認定を受けた方で、令和 7 年 4 月に新座市立中学校へ入学するお子様がいる保護者の方



令和 6 年度就学援助の認定を既に受けている方は申請不要です。

令和 6 年度就学援助の認定を受けていない方は申請が必要です。

※ 令和 6 年度否認定になった方や生活保護の方は対象外です。

【認定基準一例】

- 世帯全員の令和 5 年分（令和 5 年 1 月 1 日～12 月 31 日）の合計所得金額の合計が、新座市教育委員会が定める認定基準金額を下回る方
- 児童扶養手当の支給を受けている方 等

2 認定基準金額の目安

所得とは、給与収入の場合は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄に記載された金額、事業収入の場合は総収入金額から必要経費を差し引いた金額です。

未申告等で所得が確認できない世帯員がいる場合は、「否認定」となりますので、ご注意ください。

認定基準金額	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯
持家	170 万円	232 万円	295 万円	365 万円	414 万円
借家	267 万円	329 万円	392 万円	462 万円	511 万円

家族構成例＜令和 6 年 4 月 1 日現在＞

2 人世帯：父 40 歳 子 5 歳

3 人世帯：母 40 歳 子 11 歳 子 5 歳

4 人世帯：父 40 歳 母 40 歳 子 11 歳・5 歳

5 人世帯：父 40 歳 母 40 歳 子 12 歳・11 歳・5 歳

6 人世帯：父 40 歳 母 40 歳 子 12 歳・11 歳・5 歳 祖母 70 歳

※ 認定基準金額はあくまで目安です。世帯人数や年齢、家族構成等により基準金額は大きく異なります。

【同一世帯（同一生計）とみなし、審査の対象となる方】

- ・ 住民票上、同じ世帯員の方
- ・ 同じ家に住んでいる方
- ・ 同じ家には住んでいないが、生計を同じくする学生や単身赴任の方
- ・ 生活費（公共料金を含む）を同居者間で受け渡しをしている方



3 支給金額及び支給日

支給額：63,000円

支給日（予定）：令和7年2月28日（金）

4 申請方法

令和6年度就学援助の認定を受けていない方は申請が必要です。

市ホームページを参照し、添付する書類（画像データ）を御用意の上、令和7年1月31日（金）までに電子申請してください。

なお、令和6年度就学援助の認定となった場合は、新入学のお子様のほか、新座市立小・中学校に在学する兄弟姉妹についても、就学援助制度（学用品費、学校給食費等の援助）の対象となります。

申請の際は、「就学援助の対象となる児童生徒欄」に、新座市立小・中学校に在学する兄弟姉妹も入力してください。

【添付書類一例】

- ・ 申請者全員→申請者名義の口座（振込先）の通帳やキャッシュカードの写真等
- ・ 児童扶養手当の支給を受けている方→児童扶養手当証書の写真等
- ・ 賃料の考慮を希望する方→賃貸契約書の写真（申請時点で契約期間内であり、契約者及び賃料が分かるもの）



新座市 就学援助

検索



【↑市ホームページ】



【↑電子申請はこちら】

※ 電子申請をする環境がない場合は学務課へお問い合わせください。

5 注意事項

- (1) 就学援助制度は、学校の集金を免除する制度ではありません。学校の集金は必ずお支払いください（学校の集金方法や金額については各学校へお問い合わせください。）。
- (2) 「令和7年度就学援助」をご希望の場合は、再度申請が必要です。詳細は、令和7年3月以降に掲載する市ホームページをご覧ください。



【問合せ】

〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号

新座市教育委員会学務課 就学援助担当 電話 048-477-6869(直通)

新座市イメージキャラクター
ソウキリン